

## 単位互換に関する包括協定書

この協定に参加する大学は、各大学の規則に定めるところにより、各大学の学生がそれぞれ他の大学が指定する授業科目（大学設置基準第25条2項に規定する授業の方法による授業科目を含む）を履修し、単位を修得することを認めることとし、次の事項について合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

（受け入れ）

**第1条** この協定書に参加する大学に在学する学生が、他の大学が指定する授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、科目を開設する大学の学長は当該学生を受け入れることができる。

（単位互換履修生(特別聴講学生)）

**第2条** 各大学は、前条により受け入れた学生を「単位互換履修生（特別聴講学生）」として取り扱う。

（履修期間）

**第2条** 単位互換履修生（特別聴講学生）の履修期間は、別に定める。

（授業科目の範囲及び単位数）

**第3条** 履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数は、別に定める。

（学生数）

**第4条** 各大学の受け入れる学生数は、別に定める。

（受け入れ手続）

**第5条** 単位互換履修生（特別聴講学生）の受け入れ手続は、別に定める。

（単位の授与等）

**第6条** 単位互換履修生（特別聴講学生）の履修方法、単位の授与等については、受け入れ大学の場合と同様とする。

（授業料等）

**第7条** 単位互換履修生（特別聴講学生）の選考料及び授業料等は、別に定める。

附 則

この協定は、平成14年度4月1日から施行する。

		(署名)	(押印)
名古屋大学	総 長	松尾 稔	
愛知教育大学	学 長	田原 賢一	
名古屋工業大学	学 長	柳田 博明	
豊橋技術科学大学	学 長	後藤 圭司	
愛知県立大学	学 長	森 正夫	
愛知県立看護大学	学 長	草刈 淳子	
愛知県立芸術大学	学 長	島田 章三	
名古屋市立大学	学 長	和田 義郎	
愛知大学	学 長	武田 信照	
愛知医科大学	学 長	加藤 延夫	
愛知学院大学	学 長	小出 忠孝	
愛知学泉大学	学 長	寺部 暁	
愛知工科大学	学 長	太田 博	
愛知工業大学	学 長	後藤 淳	
愛知産業大学	学 長	内藤 昌	
愛知淑徳大学	学 長	小林 素文	
愛知文教大学	学 長	林 恵	
愛知みずほ大学	学 長	松岡 力	
桜花学園大学	学 長	湊 吉正	
金城学院大学	学 長	戸田 安士	

椋山女学園大学	学 長	武藤 泰敏
大同工業大学	学 長	澤岡 昭
中京大学	学 長	小川 英次
中京女子大学	学 長	谷岡 郁子
中部大学	学 長	飯吉 厚夫
東海学園大学	学 長	村瀬 忠雄
同朋大学	学 長	沼波 政保
東邦学園大学	学 長	丸山 惠也
豊田工業大学	学 長	永澤 満
豊橋創造大学	学 長	鈴木 安昭
名古屋音楽大学	学 長	今榮 國晴
名古屋外国語大学	学 長	平井 俊彦
名古屋学院大学	学 長	木村 光伸
名古屋経済大学	学 長	末岡 熙章
名古屋芸術大学	学 長	大島 俊三
名古屋産業大学	学 長	伊藤 達雄
名古屋女子大学	学 長	越原 一郎
名古屋造形芸術大学	学 長	石黒 鏘二
名古屋文理大学	学 長	滝川 嘉彦
南山大学	学 長	ハンス ユーゲン・マルクス

日本福祉大学	学 長	諏訪 兼位
人間環境大学	学 長	竹市 明弘
藤田保健衛生大学	学 長	場嶋 慶直
名城大学	学 長	網中 政機